

解体工事における安全衛生確保について要請



神奈川県労働局（局長 宿里明弘）は、令和 8 年 6 月 11 日、建設業労働災害防止協会神奈川支部長に対し、解体工事における安全衛生確保の徹底について要請を行いました。

本要請は、本年 4 月 7 日に川崎市内で発生したクレーン解体作業中の重大災害（作業員 5 人が転落し、3 人死亡、1 人重傷、1 人行方不明）を重く受け止めたものです。

併せて、厚生労働省が令和 8 年 5 月 27 日に発出した「大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について」を踏まえ、当局管内においては建築物及び工作物の解体作業中の死亡災害が毎年発生している状況にあること、さらに石綿除去作業時の漏えい事故等、社会的関心の高い事案も確認されている状況を踏まえたものです。

このため、同支部に対し、会員事業場に向けて解体工事における安全衛生対策の重要性を改めて周知するとともに、解体作業に係る留意事項の徹底を図るよう要請しました。

○要請した内容は、添付 1 のとおりです。

○令和 8 年 5 月 27 日付け基安発 0527 第 2 号「大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について」は、添付 2 のとおりです。

建設業労働災害防止協会 神奈川支部長 殿

神奈川労働局長

解体工事に係る安全衛生確保について（要請）

建設工事における労働災害の防止については、本年 4 月 2 日付け神勞基発 0402 第 7 号「令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進について」により、貴団体の会員事業場に対して周知徹底されるよう要請を実施したところです。

しかしながら、本年 4 月 7 日に川崎市内においてクレーン解体作業中に 5 名の作業員が転落し、死亡者 3 名を含む重大災害が発生いたしました。

本災害の発生原因は、現在調査中ですが、厚生労働省では、本件災害を重く受け止め、同年 5 月 27 日付け基安発 0527 第 2 号「大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について」により安全確保の徹底を図るよう通知を発出していることから、改めて、会員事業場に対し周知徹底するよう要請いたします。

また、当局管内では、建築物又は工作物の解体等の作業中に死亡災害が毎年発生している状況にあることや石綿除去作業時の漏えい事故等、社会的に注目を集める事案が認められるため、下記事項についても、併せて、周知徹底するよう要請いたします。

記

- 1 工法の概要、災害を防止するための方法及び設備の概要等の作業計画について
 - (1) 解体する構造物等の状況（築年月、増改築の有無、構造、石綿建材の有無等）、亀裂の有無、周囲の状況（ガス管等の地下埋設物、地上架設線、樹木の有無等を含む。）等について、十分調査（設計図書による調査、現地踏査）した上で、調査結果に基づき想定される危険性や有害性等の把握を行い、適切な解体工法を決定し、作業計画を策定すること。
 - (2) 作業計画には、作業順序、切断方法、控え等の設置方法、使用機械の種類・能力、立入禁止区域の設定、高所作業における墜落防止措置、その他の危険防止措置等の具体的な作業方法について明示し、工法選定段階から、想定される危険性を十分把握して、リスクアセスメント手法による検討を行うこと。

- (3) 解体工法として、建築物等の上で解体用機械を使用して解体作業を行う場合には、解体用機械を使用することで生じる床面の制限荷重や振動による建築物等の強度低下等を十分考慮した対策を検討し、必要に応じて監視人等の配置を行うこと。
- (4) 解体工事の作業中に想定外の構造、設備等が判明した際は、工事を一時中断し、施工計画の見直しを図ること。
- (5) 石綿除去作業については、事前調査結果に基づき、石綿等の粉じんの飛散防止対策が確実に講じられ、かつ、適切な除去処理工法が採用されていることを確認し、労働者及び作業従事者等への石綿等の粉じんのばく露を防止する計画となっていることを点検すること。また、除去した吹付け石綿及び石綿含有建材等が外部に漏洩しない搬出方法となっていることを併せて確認すること。
- (6) 作業計画を関係する作業従事者に十分周知し、当該計画により作業を行うこと。

2 作業時の安全衛生管理体制について

- (1) 解体作業に当たっては、鋼橋架設等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者及び石綿作業主任者等、作業主任者の選任が必要な作業に対して選任し、直接指揮ができる体制とすること（作業に従事する事業場ごとの選任とすること。）
- (2) 元方事業者が作業場内を巡視して作業の進捗を確認し、関係請負人や作業従事者と作業間の連絡及び調整のできる体制とすること。

基安発 0527 第 2 号
令和 8 年 5 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について

解体工事における労働災害の防止については、かねてからその徹底を図っているところであるが、令和 8 年 4 月 7 日、神奈川県川崎市の製鉄所において、船舶からばら物を荷揚げするためのクレーン(アンローダー)に取り付けられていた円柱状のカウンターウェイト上で、作業員が当該カウンターウェイトの重量を軽くするためのはつり作業に従事していたところ、当該カウンターウェイトが何らかの原因で外れ、5名の作業員がカウンターウェイトとともに転落し、うち3名が死亡、1名が重傷、1名が行方不明(その他、カウンターウェイト落下時の衝撃により1名が軽傷)となるという重大災害が発生した。

本災害の原因については現在調査中であるが、同種災害を防止するため、別添のとおり関係業界団体に対し総点検の要請を行ったところである。

各労働局におかれては、これらを了知の上、管内の建設業団体、工作物等の解体を請け負う事業者、クレーン製造許可事業場、クレーン整備事業者等に対して総点検の実施を周知すること等により、同種災害の再発防止の徹底を図られたい。

(別添)

基安発 0527 第 1 号

令和 8 年 5 月 27 日

一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
一般社団法人全国中小建設業協会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
一般社団法人日本埋立浚渫協会会長
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
建設労務安全研究会理事長
建設業労働災害防止協会会長
一般社団法人日本クレーン協会会長
一般社団法人港湾荷役システム協会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について

解体工事における労働災害の防止については、かねてからその徹底を図っているところですが、令和 8 年 4 月 7 日、別添 1 のとおり、神奈川県川崎市の製鉄所において、船舶からばら物を荷揚げするためのクレーン(アンローダー)に取り付けられていた円柱状のカウンターウェイト上で、作業員が当該カウンターウェイトの重量を軽くするためのはつり作業に従事していたところ、当該カウンターウェイトが何らかの原因で外れ、5 名の作業員がカウンターウェイトとともに転落し、うち 3 名が死亡、1 名が重傷 1 名が行方不明(その他、カウンターウェイト落下時の衝撃により 1 名が軽傷)となるという重大災害が発生しました。

本災害の原因につきましては現在調査中ですが、同種災害の防止のため、下記事項を要請します。

記

- 1 会員事業場のうち、アンローダー、ガントリークレーンその他解体に伴う重心の移動及び支持条件の変化により構造の安定性が低下するおそれのある大型建造物の解体工事の発注者及び元方事業者が該当する事業場に対して、別添 2 の点検表により、総点検を実施していただくこと。

- 2 会員事業場のうち、1の発注者及び元方事業者に加え、1の工事に関わる解体工事施工事業者、クレーン製造者等に対して、リスクアセスメントの実施をはじめ、作業計画の作成やこれに基づく措置の徹底を周知すること。

(別添1)

クレーンの解体作業におけるカウンターウェイトの崩壊による墜落災害

1 発生日時

令和8年4月7日午後4時20分頃

2 発生場所

神奈川県川崎市川崎区扇島

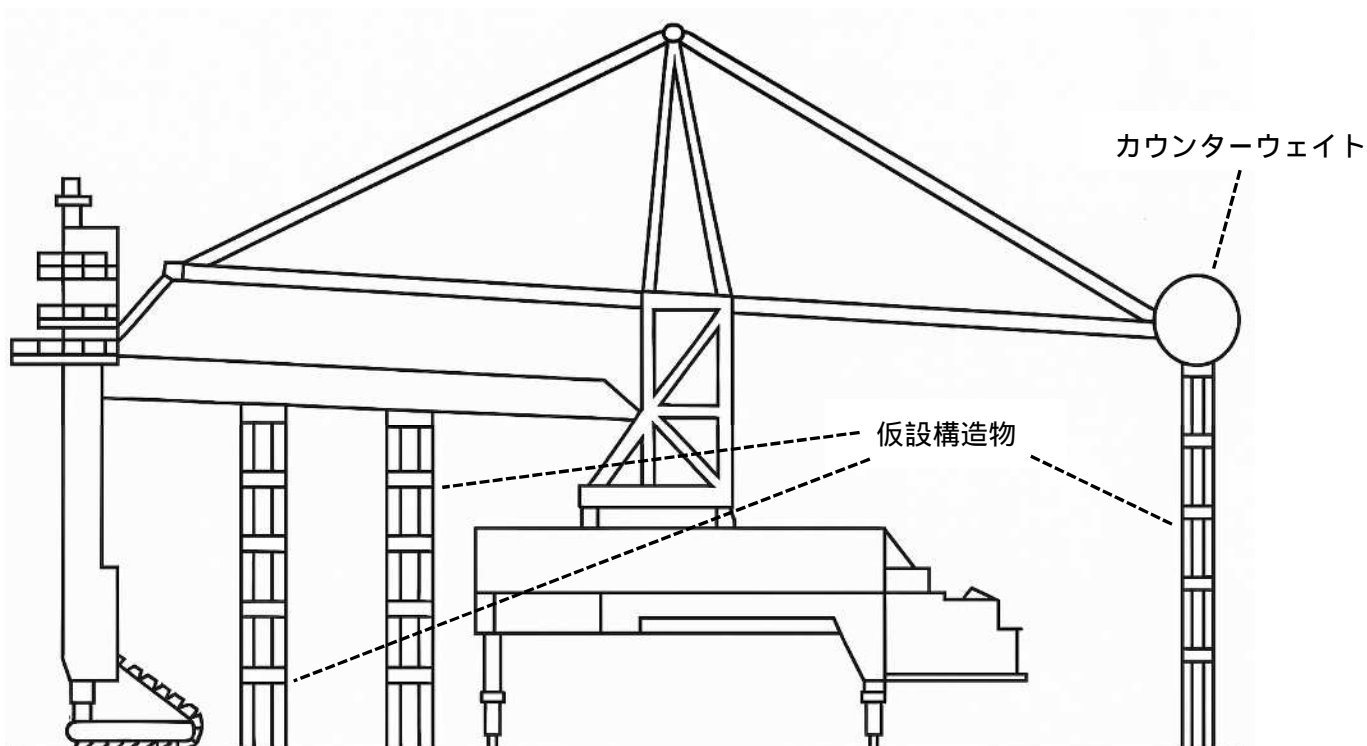
3 発生状況

災害発生時、製鉄所構内において、船舶からばら物を荷揚げするためのクレーン（アンローダー）の解体作業が行われていた。バランスを取るために当該クレーンに取り付けられていた円柱状のカウンターウェイト上で、作業員が当該カウンターウェイトの重量を軽くするためのはつり作業に従事していたところ、当該カウンターウェイトが何らかの原因で外れ、5名の作業員がカウンターウェイトとともに転落した。その他、カウンターウェイト落下時の衝撃により1名が軽傷となった。

4 被災状況

3名死亡、1名行方不明、1名重傷、1名軽傷

クレーン(イメージ図)



大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る点検表

1 対象等

本点検表は、アンローダー、ガントリークレーンその他解体に伴う重心の移動及び支持条件の変化により構造の安定性が低下するおそれのある大型構造物の解体工事(現在実施中のものに加え、今後実施予定のものを含む。)を対象とすること。元方事業者が点検を実施する際には関係請負人と協力し点検を実施すること。

2 点検事項

☑	確認内容	根拠法令等	措置義務者
	解体対象物に係る設計図書、改造履歴、補修履歴等を施工事業者へ提供しているか	法第3条第3項	発注者
	施工事業者が十分な事前調査、リスクアセスメント及び作業計画の作成を行うことができる工期及び施工条件(適正な請負金額及び安全経費を含む。)としているか	法第3条第3項	発注者
	解体対象物の構造、重量、重心その他構造安定性に関する情報について、施工事業者へ適切に共有しているか	法第3条第3項	発注者
	解体対象物について、設計図書、改造履歴、補修履歴等を入手し、解体対象物の構造、腐食、劣化、損傷状況等の情報を確認しているか	法第28条の2、R A指針の7	元方事業者又は関係請負人
	上記で入手した情報のうち、必要な情報を関係請負人に提供しているか	法第3条第3項	元方事業者
	上記で入手した情報、解体に伴う重心の移動、支持条件の変化及び構造の不安定化を踏まえ、解体対象物の崩壊・倒壊、解体作業箇所からの墜落・転落等に関するリスクの見積りを行っているか	法第28条の2、R A指針の8・9	元方事業者又は関係請負人
	上記の結果を踏まえ、リスク低減措置の内容(解体手順、使用機械、立入禁止範囲、退避方法、必要な支持・拘束・補強、連絡体制等)を検討し、解体対象物の崩壊・倒壊、解体作業箇所からの墜落・転落等の災害防止措置を確実に講じているか	法第28条の2、R A指針の10	元方事業者又は関係請負人
	解体手順又は施工条件に変更が生じた場合、再度リスクアセスメントを実施しているか	法第28条の2、R A指針の10	元方事業者又は関係請負人
	協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、関係請負人が行う教育に対する指導及び援助、関係請負人が安衛法令に基づき講ずべき措置についての指導を実施しているか	法第30条第1項	元方事業者
	工程計画及び機械等配置計画を作成し、関係請負人が作成した作業計画が当該計画に適合するよう指導しているか	法第30条第1項第5号、則第638条の3及び第638条の4	元方事業者
	元方事業者が作成した工程計画及び機械等配置計画を踏まえ、これらに適合する作業計画を作成し、当該作業計画により作業を行っているか。また、元方事業者の確認を受けているか	法第20条、則第155条、ク則第66条の2第1項等	関係請負人
	元方事業者が講ずる上記に応じて、協議組織への参加等必要な措置を講じているか	法第32条第1項	関係請負人
	クレーンの解体の作業を行う場合、 ・作業を指揮する者を選任し、当該者のもとに作業を実施しているか ・作業区域への立入禁止、その旨の表示を行っているか ・強風等の悪天候のために作業の危険が予想される際に作業中止としているか	法第20条、ク則第33条	関係請負人
	作業従事者は、元方事業者が講ずる措置の遵守、元方事業者又は関係請負人が講ずる措置の実施を確保するためにする指示に従っているか	法第32条第6項及び第7項()	元方事業者又は関係請負人

法：労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 則：労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)

ク則：クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)

R A指針：危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成18年指針公示第1号)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)による改正後は、法第32条第7項及び第8項(令和9年4月1日施行)